

令和2年度（2020年度）熊本県介護支援専門員更新研修  
（主任介護支援専門員更新研修）及び再研修について

1 更新研修

(1) 対象者

介護支援専門員証の有効期間が、令和4年（2022年）2月末までに満了する方

※ 各研修の修了日（最終日）より前に介護支援専門員証の有効期間が満了する場合は、再研修を受講してください。

(2) 申込方法

指定研修実施機関（一般社団法人熊本県介護支援専門員協会（以下「協会」という。））のホームページから受講申込書等関係書類をダウンロードのうえ、申込期限（協会ホームページに別途記載）までに申込手続きを行ってください。

なお、令和元年度（2019年度）に専門研修を受講した場合は、令和2年度（2020年度）に更新研修を受講する必要はありません。

専門研修で配布した資料「介護支援専門員証交付手続きについて」を参考に、介護支援専門員証交付申請の手続きを行ってください。

(3) 年間のスケジュール予定

研修名	開催時期の目安	受講対象者
更新研修 実務経験者・初回 【88時間】	8月下旬～1月上旬の 12日間を予定	介護支援専門員の実務を行っていて、前回、以下の研修を受講した方 ・実務研修 ・更新研修(実務未経験者) ・再研修
更新研修 実務経験者・2回目以降 【32時間】	9月下旬～11月上旬の 5日間を予定	介護支援専門員の実務を行っていて、前回、以下の研修を受講した方 ・更新研修(実務経験者・初回) ・更新研修(実務経験者・2回目以降) ・専門研修
更新研修 実務未経験者 【54時間】	10月中旬～2月中旬の 10日間を予定	介護支援専門員の実務を行っていない方

※ 各更新研修は、研修最終日までに介護支援専門員証の有効期間が満了していないことが条件です。更新研修の最終日までに有効期間が満了する場合は、上表の記載に関わらず、「再研修」を受講してください。

2 再研修

(1) 対象者

介護支援専門員証の有効期間が満了している方又は更新研修最終日までに介護支援専門員証の有効期間が満了する方

(2) 申込方法

協会のホームページから受講申込書等関係書類をダウンロードのうえ、申込期限（同ホームページに別途記載）までに申込手続きを行ってください。

研修名	開催時期の目安	受講対象者
再研修 【54時間】	10月中旬～2月中旬の 10日間を予定	介護支援専門員証の有効期間が満了している方 更新研修最終日までに介護支援専門員証の有効期間が満了する方

### 3 主任介護支援専門員更新研修

#### (1) 対象者

主任介護支援専門員の有効期間が令和4年（2022年）3月末までの方のうち、以下の受講要件のいずれかを満たす方

#### 【受講要件】

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者  
(熊本県が行う法定研修又は協会が主催する研修の企画や講師、ファシリテーターを行ったことがある者に限る。)
  - ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修に年4回以上参加した者
  - ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において演題発表等の経験がある者
  - ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
  - ⑤ 熊本県介護支援専門員実務研修の実習において、実習生の指導受入を担当した者
  - ⑥ 地域包括支援センターで主任介護支援専門員として、現に業務に従事している者
- ※上記受講要件の取扱いについての詳細は、研修実施要項等で別途お知らせします。

#### (2) 申込方法

協会のホームページから受講申込書等関係書類をダウンロードのうえ、申込期限（同ホームページに別途記載）までに申込手続きを行ってください。

研修名	開催時期の目安	受講対象者
主任介護支援専門員 更新研修 【46時間】	8月下旬～9月下旬の 8日間を予定	主任介護支援専門員資格の有効期間を更新する方

### 4 留意事項

- ① 現時点で更新研修（実務経験者・初回）・主任介護支援専門員更新研修につきましては、新型コロナウイルス感染拡大を受け、例年より研修の終了時期が遅くなっております。当該日程調整に伴い、介護支援専門員証の有効期間内に研修課程を修了することができず、介護支援専門員資格を喪失する方につきましては、資格を喪失しない取扱い等一定の配慮を予定しております。詳細につきましては、熊本県のホームページで順次お知らせします。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修日程等を変更する場合があります。変更がある場合は、協会のホームページで随時お知らせします。
- ③ 主任介護支援専門員資格の有無や実務の従事状況、介護支援専門員証有効期間満了の時期等により受講する研修が異なりますので、申込みの前に、協会ホームページに掲載のフローチャートを必ず御自身で確認してください。
- ④ 全国の都道府県において、介護支援専門員証の有効期間満了日を経過しているにも関わらず再研修の受講等必要な手続きを行わないまま介護支援専門員の業務を行い、登録削除の処分を受ける事態が生じています。

このことは、事業所の基準違反に該当し、介護報酬の返還等が生じる場合がありますので、自らの資格管理を徹底していただきますよう、御願います。  
なお、平成26年（2014年）3月4日付け認地第624号で、居宅介護支援事業所管理者あてに文書を送付していますので、御確認ください。

## 5 問合せ先

- (1) 研修の申込及び研修内容についてのお問合せ

協会事務局

TEL: 096-288-6553

- (2) その他研修制度全般についてのお問合せ

熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課

TEL: 096-333-2211